

令和元年 10 月 21 日

各部局長
教育次長
消防長
会計管理者
）様

安芸高田市長 浜 田 一 義
(企画振興部)

令和 2 年度予算編成方針について (通知)

このことについて、安芸高田市財務規則第 4 条の規定に基づき、令和 2 年度予算編成方針を定めたので通知します。

各部局においては、本方針に基づき、予算見積書等関係書類を調整し、下記期限までに提出してください。

《提出期限》 令和元年 11 月 25 日 (月)

《目 次》

●令和2年度予算編成基本方針	1
1. 国の経済状況と安芸高田市の財政状況	1
2. 予算編成の基本的な考え方	2
●予算要求にあたっての留意事項	3
1. 一般事項	3
2. 歳入に関する事	4
3. 歳出に関する事	5
4. 特別会計に関する事	7
5. 総論	7

●令和2年度予算編成基本方針

1. 国の経済状況と安芸高田市の財政状況

(1) 経済状況と国の動向

内閣府が9月に発表した月例経済報告の基調判断は、「景気は、緩やかに回復している。」とし、「先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、原油価格の上昇や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」としている。

こうした状況において政府は、当面の経済財政運営の考え方として、「『経済財政運営と改革の基本方針2019～『令和』新時代：『Society5.0』への挑戦～』、「成長戦略実行計画」等に基づき、潜在成長率の引上げによる成長力の強化に取り組むとともに、成長と分配の好循環の拡大を目指す。さらに、誰もが活躍でき、安心して暮らせる社会づくりのため、全世代型社会保障を実現する。また、10月の消費税率の引上げが、経済の回復基調に影響を及ぼさないよう、経済財政運営に万全を期す。」としており、こうした国の動向について注視していく必要がある。

(2) 安芸高田市の財政状況と今後の見通し

本市の平成30年度決算状況を見てみると、歳入では、前年度と比べて市税の減少や普通交付税の合併特例加算縮減などにより、経常一般財源が4億円の減額となった。歳出については、人件費や公債費は減額となったが、扶助費や補助費が増額となり、経常的支出が増加した。これらの要因により経常収支比率は97.4%（前年度比2.3ポイントの増）となり、より一層、財政構造の硬直化が進む結果となった。

令和2年度予算の歳入については、「景気は、緩やかに回復している。」とされているものの、「先行きの不透明感」は拭いきれず、市税の大幅な増収は期待できない状況にあり、普通交付税についても令和元年度から合併特例加算がない、いわゆる「一本算定」による交付が始まっており、経常一般財源は減少する見込みである。

一方、歳出については、公債費は高止まりとなるものの、会計年度任用職員制度の導入による人件費及び人口減対策による政策的な経費等は大きく増加する見込みであり、公共施設についても老朽化による維持管理費がかさんできており、ここ数年と同様に経常的経費は増加傾向となる見込みである。加えて、平成30年7月豪雨災害による復旧・復興を継続して進め、国・県の財政支援が及ばない部分については、市の一般財源を投入して全力で進めていく必要がある。

財政調整基金の額は、平成30年度末現在で約12億円であるが、令和元年度当初予算編成時や災害復旧事業費に取崩しを余儀なくされ、さらに減少している。

歳入経常一般財源の減少が続く現在の局面にあっては、令和2年度当初予算編成に向けて経常的経費の縮減は必須である。これまで行ってきた行財政改革を上回る改革の実践により、さらにスリムな行政体質にしなければならない。

2. 予算編成の基本的な考え方

令和2年度は、これまで重点施策として取り組んできた道の駅「三矢の里あきたかた」が開業し、連携する田んぼアート公園整備事業が本格化するなかで、平成30年7月豪雨災害の災害復旧事業とともに集中的に事業を進める必要がある。

一方で、「第3次安芸高田市行政改革大綱」に基づく行財政改革を進めているが、本市の財政状況を鑑みると、行革・財政健全化のために事業の見直しや廃止といった方策を実施し、着実な効果を上げることが求められるところである。

事業の選択と集中が迫られるなか、「第2次安芸高田市総合計画の後期計画」、「第2次安芸高田市まち・ひと・しごと総合戦略」ともに新たな策定の年となる。それぞれの計画に掲げる目標の達成のため、これまで着実に実施してきた事業と合わせて、新たな展開と連携したより一層の人口減対策の事業を進め、継続して人口の社会増をめざした取組を進めていく必要がある。

いずれにしても、財政調整基金の残高が減少するなかで、いつ起こるかわからない大規模災害に備えて基金を積み立てていくためには、引き続き緊張感を持って、多様化する課題等への的確な対応など必要な施策・事業の着実な推進と、財政の健全化による持続可能な行財政基盤の構築の両立に向けた財政運営を進めることが重要である。

したがって、前年度同様に前例踏襲により実施している事業や、目的を達成した事業、効果に対して費用がかかりすぎている事業の縮小や廃止を検討し、徹底的な事業見直しを行い、メリハリのある事業展開を図ることが必要である。

特に将来の負担軽減として、重点的に検討をお願いしたいのは、次の点である。

(1) 公共施設の統廃合

公共施設等総合管理計画の個別計画をベースに検討をお願いしたい。また、統廃合済みの公共施設に係る運営経費・維持管理経費等については、予算の皆減を織り込むこと。

(2) 補助金の縮減

補助金の実績や効果を精査のうえ、できる限り減額できるものや事業自体の見直しをお願いしたい。

(3) 特別会計繰出し金の縮減

上下水道料金改定等を踏まえ、特別会計の収支を精査し、基準外繰出しの減額をお願いしたい。

いずれにしても、令和2年度は前年度にも増して、歳入減歳出増の収支不均衡状況の中での予算編成となるので、不要不急のものは排除し、効果のない事業などについては直ちに廃止するなど、内容を最大限精査した上で予算要求していただきたい。

●予算要求にあたっての留意事項

1. 一般事項

(1) 予算要求基準

市民ニーズ、費用対効果、市民満足度、行政関与の必要性の観点から、慣例にとられることなく見直しを行い、財政健全化のためのアクションプランのうち実現可能なものを織り込み、予算要求基準の範囲内で要求すること。

【予算要求基準】

経 費 区 分	要 求 基 準 額 (一般財源ベース)
1 義務的経費 ※国の法令等により支出が義務づけられた経費	シーリング対象 (A)
2 職員給与費 ※議員報酬、行政委員会給与・報酬、共済費及び退職手当を含む	所要見込額
3 公債費	所要見込額
4 建設事業費 ※総合計画実施計画に計上された事業	シーリング対象 (B)
5 建設事業費 ※総合計画実施計画に計上された事業以外	原則、予算要求を認めない
6 維持修繕費	シーリング対象 (C)
7 施設管理経費	シーリング対象 (D)
8 一般事業費	シーリング対象 (E)
9 重点事業費 ※市長が重点的に取り組むべきと認めた事業	所要見込額

※ シーリング対象(A)～(E)の合計が令和元年度当初予算の(A)～(E)の合計の91.6%の範囲内。

(2) 予算編成事務

シーリング方式とする。部長、課長及び経営管理担当を中心に議論を深め、徹底した事業の精査を行うこと。重点事業への優先配分など部局内で調整すること。

新規事業の予算化は、事業目的や効果、後年度負担を厳しく見極め、既存事業の見直しにより財源を確保すること。

(3) 消費税率変更の取扱い

消費税は、平成27年4月の消費税法改正に伴い、令和元年10月に税率10%への引き上げとなっている。そのため、歳入・歳出について、消費税率の引き上げに伴う額を前年度とよく確認のうえ、予算要求書に遺漏なく反映させること。

(4) 行政評価に基づく事務事業の改善

行政評価で実施している PDCA マネジメントサイクルを組み入れ、継続的改善とともに事業廃止を積極的に提議をして予算要求に反映させること。

(5) 第3次行政改革推進実施計画の着実な実施

平成26年10月に策定した第3次安芸高田市行政改革大綱に基づく、第3次行政改革推進実施計画に記載する実施計画の成果を踏まえて、さらに改善できる方策を実施するとともに、予算要求に反映させること。

(6) 歳入歳出予算要求書の作成

電算システムへの入力は、節・細節まで精緻な積算を行い、積算根拠を必ず記入すること。なお、政策的経費は【政策】を付記すること。

2. 歳入に関すること

(1) 市税

税負担の公平を期するため、課税客体の掌握・徴収率向上に努めること。収納率向上、滞納整理の促進のためにも、収納目標を設定し、予算に反映させること。

(2) 使用料・手数料・財産貸付収入

使用料等は、受益者負担の原則に立ち、各施設の維持管理経費や市民の使用頻度等を考慮した見直しを遺漏なく反映させ、適正な料金収入の確保を図ること。また、安易な減免措置は厳に慎み、使用料等を徴収していないものは早急に適切な見直しを行うこと。滞納整理の促進など、一層徴収努力を行うこと。

(3) 国・県支出金

制度の動向を的確に把握するとともに、制度内容を十分に研究して、交付基準に基づいて計上すること。また、減収が見込まれる場合は、事業の縮小などによって対応すること。必ず電算システムに補助率を入力すること。(記載例 補助率 1/3、定額補助等)

(4) 地方債

後年度の財政負担軽減のため、地方債借入額の縮減を検討すること。また、計上にあたっては、必ず財政課と協議すること。下水道事業に係る過疎債は、本債と分けて見積もること。

(5) 新たな財源の確保

遊休地の処分や企業広告など、新たな財源の確保に積極的に取り組むこと。また、それぞれの事業において、国・県の補助金や外郭団体等からの助成制度を十分調査し、財源の確保に努めること。

(6) その他の歳入

適正な収入見込みのもとに計上し、増収に努めること。

3. 歳出に関すること

(1) 報酬

条例に基づき適正な額を要求すること。

(2) 賃金の廃止と給料・報酬等への反映

会計年度任用職員制度の導入とともに7節の賃金が廃止されるため、これまでの予算措置額を適切に報酬・給料・手当・費用弁償に割り当て、過誤のないよう計上すること。

また、産休代替等特別な事情がある場合以外は原則認めないが、真に必要な場合は、現行措置分及び新規分を問わず、事前に総務課と協議し調整済となったものを要求すること。

(3) 報償費

要綱などにより任意で設置している審議会等は、必要性、事業効果を含め見直しすること。報酬条例にない委員会等の出席謝礼金は、開催回数や時間等を勘案し計上すること。計上にあたっては、金額を精査するとともに積算根拠(単価の根拠)を記入すること。

(4) 旅費

出張の目的、効果、日程等を十分検討し、真に必要なものに限り要求すること。公用車使用の徹底を図るとともに、鉄道利用の場合は、JR 芸備線の利用促進の観点から市内の駅から乗降すること。なお、宿泊を伴う研修・視察は原則認めないが、真に必要な特別旅費は各課で計上すること。

(5) 需用費

事務用品等消耗品は、安易に共用物品を請求することのないよう職員一人ひとりが削減に努めること。購入にあたっては単価等を厳選し、経費削減に努めること。

光熱水費及び燃料費は、使用量を把握するとともに、一層の経費削減に努めること。光熱水費及び役務費の電話料は、各施設に係る経費を積算欄に明記すること。特に電気代については、「電力の自由化」に伴うメリットを生かすため入札等の検討を行うこと。また、上下水道料金については、改定後の料金を確認し反映させること。

食糧費は、会議開催等に伴う弁当代は認めず、茶菓子代なども削減を図る(原則認めない)こと。

印刷製本費は、印刷物を極力簡素なものとし、作成部数等も必要最低限度とするなど経費削減を図ること。カラーコピーは極力避けるとともに、両面印刷を心掛け、大量印刷の場合はリソグラフ印刷機の使用を徹底すること。

修繕料は、1箇所当たりの修繕費が50万円未満の場合は需用費の修繕料に計上し、50万円以上の場合は工事請負費の維持修繕工事に計上すること。計上にあたっては、施設名、修繕内容、必要性などを明確に記載すること。

物品のうち、消耗品か備品の判断については、次のとおりとする。

【判断基準】 ※平成28年度から運用

備品の範囲：1品1万円以上の物品

・性質上比較的長く使用保管できるものであっても、1品1万円未満の物品は、11節 需用費の消耗品費とする。
--

・ただし、図書館、学校等で貸出し・閲覧のための図書は金額に関わらず備品とする。

(6) 委託料

調査研究や設計委託等は、職員の能力を最大限に活用し、安易に委託を行わないこと。

施設等の維持管理業務委託は、委託の必要性を再度検討した上で、一括契約等により経費の削減を図ること。

指定管理者制度による指定管理料は、制度の趣旨を理解し、必要経費を積算するとともに管理状況等を厳密に精査すること。(平成28年度当初予算要求から、様式に指定管理者制度導入の効果を記述する欄を追加)

(7) 投資的経費

実施計画に計上しているものに限り要求すること(実施計画に未計上の事業は認めない)。事業効果等を十分に分析して適正な要求を行い、後年度に多額の負担が生じないように留意すること。緊急度・重要度を勘案し「様式2建設事業計画書」に優先順位を明記すること。

補助事業で市費負担が生じるものは、安易な受入れを厳に慎むこと。国・県の補助事業見直しによって廃止・縮減された事業は、市費による肩代わりは行なわないこと。また、単独事業は、財源確保を検討すること。

(8) 負担金・補助及び交付金

外郭団体への補助金等は、必要性を検証し、補助率や補助額の適正化を図ること。団体ごとに予算、決算及び活動状況等を分析し、厳正に審査すること。目的や対象等が類似するものについては統合を進め、既に目的を達成したと認められる場合は縮小・廃止をすること。新規及び増額計上は原則認めない。

(9) その他の歳出

既存の行事(大会、イベント)等は、必要性を再検討し、見直しを行うこと。また、他部局と連携をとり、類似行事は統合するなど調整すること。

施設の維持管理は、計画的に行うこと。今後、老朽化施設及び類似施設の統廃合が必要であることから、施設の存在意義を含めた管理運営体制を検討すること。

地域おこし協力隊員にかかる歳出は、電算システムの積算においてその他の歳出と分けて入力すること。

見積もりの精査不足により、安易に補正での追加予算要求をすることがないように、積算にあたっては精度の向上に努めること。

4. 特別会計に関すること

特別会計についても、一般会計に準じて編成すること。加えて、見積りの精度の更なる向上に努めること。法定繰入金(基準内繰入)以外の財源不足に係る繰入は原則として認めず、安易に一般会計からの繰入金に依存することがないように、長期計画をもとに健全かつ安定的な運営に努めること。なお、公営企業会計(上下水道事業)は、独立採算制の原則及び経済性を十分認識し、事業を徹底して見直すなど、これまで以上に厳しく精査すること。また、料金改定後の収入を織込み、計画的な加入促進目標等を設定するなど、より一層の収益の確保に努めること。

5. 総論

まずは、継続して平成 30 年 7 月の豪雨災害による復旧・復興を全力で進める必要がある。

令和 2 年度は、「第 2 次安芸高田市総合計画の後期計画」、「第 2 次安芸高田市まち・ひと・しごと総合戦略」ともに初年度の取組となる。将来の市政発展のため、特に本市の存続をかけた「人口減対策」の取組をさらに進めていく必要がある。

当初予算要求書の提出にあたっては、本予算編成方針に基づくとともに、「財政健全化計画 第 2 次改訂版」及び「総合戦略の評価」等を踏まえ、地方創生・人口減対策の取組への財源確保に配慮しつつ、既存事業の徹底的な見直し、部局横断的な連携、創意工夫による予算の見積もりを期待する。